

鹿屋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合い、誰もがその個性と能力を発揮して生涯にわたって安心して暮らせる社会を実現するため、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティが出生時に届けられた性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方若しくは双方が鹿屋市に住所を有し、又は宣誓しようとする日から原則として14日以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）ないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、双方が本市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自書し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓を

しようとする者の方又は双方が宣誓書に自書できないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（本市へ転入予定の者にあっては、その事実が確認できる書類）
- (2) 婚姻していないことを証明する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者の本人確認のため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 一般旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公庁が発行した免許証、許可証、登録証明書
その他これらに類するもので、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の規定により宣誓書を提出した者が本市に住所を有しない場合は、宣誓後14日以内に、本市に転入後の住民票の写しを市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に当該書類を提出することが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類等を宣誓時に提示するものとする。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓書の提出を受けたときは、その内容を審査し、双方が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該申請者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（別記第3号様式。以下「受領証等」という。）並びに当該宣誓書の写しを交付する。

2 市長は、宣誓をしようとする者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍等に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等を紛失、毀損若しくは汚損したとき、又は氏名・住所の変更等再交付が必要なときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記第4号様式）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の毀損又は汚損に係る再交付に当たっては既に交付した受領証等を、氏名等の変更に係る再交付にあっては既に交付した受領証等及び変更内容の分かる書類を当該再交付申請書に添付しなければならない。

2 前項の規定による再交付申請の提出に係る本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。
(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記第5号様式。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて、市長に返還しなければならない。ただし、紛失等により受領証等の返還が困難である場合は、受領証等の添付を要しない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡した後に、新たな者とパートナーシップを宣誓するとき。
- (3) 双方が市外に転出したとき（第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出するときを除く。）。
- (4) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 前項の規定による再交付申請の提出に係る本人確認については、第4条第2項の規定を準用する。

(宣誓の無効)

第9条 宣誓は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓を無効とした場合は、宣誓者に、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

(地方公共団体間での相互利用)

第10条 宣誓者が、本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体に転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（別記第6号様式）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証等を使用することができる。ただし、転出先の地方公共団体において、本市が交付した受領証等を継続して使用するが認められない場合は、この限りではない。

2 本市と協定を締結している地方公共団体から本市に転入した者は、当該地方公共団体が交付した受領証等（転入元の地方公共団体において継続使用の手続がされたものに限る。）を本市において継続して使用することができる。

3 第1項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第8条第1項第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合又は本市と協定を締結していない地方公共団体に転出した場合は、返還届に当該受領証等を添えて、本市に返還するものとする。

4 第2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第8条第1項第1号、第2号若しくは第4号に該当した場合又は当該受領証等を交付した地方公共団体と協定を締結していない地方公共団体に本市から転出した場合は、本市又は転出先の地方公共団体において当該受領証等を継続して使用することができないものとする。

5 第1項の規定により継続して使用している本市が交付した受領証等の再交付については、第7条の規定を準用する。

(周知啓発)

第11条 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者等への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。